

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

意見名：動物愛護管理推進計画案

意見等募集期間：平成20年2月21日～平成20年3月12日

意見等の提出件数：10,400件（1,526人・団体）

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
はじめに	1ページ下から13行目「関わる人」「飼育動物に関わる人」が分かりやすい。	1	ご意見を反映しました 「関わる人」 「飼養動物に係わる人」 [本文P1]
	1ページ下から5行目「指導行政への転換を目指し」「さらなる施策の充実を図りしどうを中心とした行政の転換を目指す必要があります」	1	ご意見を反映しました 「指導行政への転換を目指し」 「さらなる施策の充実を図り指導行政への転換を目指す」 [本文P1]
第1章 推進計画の基本的事項	第4 計画の推進体制 安楽死の方法：炭酸ガスを個別麻酔に変更	145	今後の検討課題 炭酸ガスによる方法及び麻酔効果については国が認めている方法であり、炭酸ガスの麻酔効果が十分発揮できるよう獣医師を配置し、適正に実施しているため継続する方針であります。 [本文P3]
第2章 動物を取り巻く現状と課題	第1 動物飼養に関連した問題発生 4ページ下から3行目「動物管理を中心とした……普及に不可欠であると考えためです」「そのため動物管理を中心とした行政を展開しているとの意見が一部にありますが、動物管理は動物愛護の前提となるものであり、管理責任の意識を高め、適正飼養を徹底することが、動物愛護意識の普及に不可欠であると考えからです」	1	ご意見を反映しました 「動物管理を中心とした……考えるためです」 「そのため、動物管理を中心とした行政を展開しているとの意見が一部にありますが、動物管理は、動物愛護の前提となるものであり、管理責任の意識を高め、適正飼養を徹底することが、動物愛護意識の普及に不可欠であると考えています。」 [本文P4]
	「動物管理は、動物愛護の前提となるものであり」とあるが、「愛護」と「管理」は車の両輪となって展開されていくべきものと考え、あえて上記記述をする必要性は乏しい。	1	既に盛り込み済みです ご指摘の車の両輪という考え方はそのとおりと思っておりますが、特に、これまでの動物衛生行政が動物管理をベースに適正飼養等を進めてきた経緯を踏まえると、近年の心の癒しや家族の一員としてのペット動物の考え方が適正飼養等を抜きにしては成り立たないと考えております。従いまして、このような記述をあえてさせていただきました。
	ウンチ拾い等地域活動の推進	2	今後の検討課題 既に取り組んでいる地域もありますが、施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	第2 動物愛護意識の現状 動物の遺棄、虐待への摘発等対応の強化	148	今後の検討課題 動物の愛護及び管理に関する法律第44条の規定に基づき、適切に対処したいと考えております。
	犬ねこの引取り等が発生しないように、処分施設の公開や殺処分映像を見せること	149	今後の検討課題 処分施設の公開は必要があれば行っておりますが、位置的な問題もあり、動物愛護センターや各支所でも処分施設の状況や処分方法についての説明ができるようにしたいと考えております。[本文P36]
	p12 (1) 「データ上証明されている」を「証明されています」に表現を統一する	1	ご意見を反映しました データ上証明されている。 データ上証明されています。 [本文P12]
	p13 図8の集計年度を記載する	1	ご意見を反映しました 平成18年度を追加。
第3 動物が人間社会に及ぼす役割の増大	「ペットロスが社会化」を「ペットロスが取り上げられる」に改める。	1	ご意見を反映しました (ペットロス)が社会化している (ペットロス)が取り上げられている [本文P14]

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	14ページ19行目「後述」「前述」または「第2章」	1	ご意見を反映しました 「後述」 「第2章第1」 [本文P14]
	動物(犬、ねこ)の処分数をゼロにすべき	147	既に盛り込み済 動物愛護対策の推進、動物愛護管理の強化、動物の活用に関する施策等を積極的に展開し、人と動物の共生が図れる社会づくりを目指すとともに、県等で処分する犬、ねこの数を限りなく0(ゼロ)に近づけていくこととしています。[本文P19]
	このような構想自体が大きい計画の場合、正直「合理性」が何よりも重要です。重複されるものは極力「一本化体制」に導き、その部分については、行政は本来持つべき「公共性」や「指導制」、または「強制力」などを持ってバックアップするという事も検討すべきだと思います。	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
第4章 基本方針に基づく 施策の展開	<基本方針1> 第1 体制整備の 基本的な考え方	143	既に盛り込み済です 捕獲・収容、引取りを行った動物を適正に保管・管理できる機能を有した施設整備を行っております。[本文P22]
	動物愛護担当職員の資質向上は重要であり、一行政職員として県民に対してどのように役割を果たせるかという視点を保持して研鑽すべき	5	ご意見を反映しました 「動物愛護センター内部組織の整備」を追記修正しました。 「動物愛護担当職員の資質向上のための研修の実施、業務調整等を行っています。」 「動物愛護担当職員の資質向上のための研修を実施しており、今後とも行政として県民に対してどのように役割を果たせるかという視点にたつて業務を行ってまいります。」[本文P23]
	<基本方針1> 第4 組織機能の 強化	1	今後の検討課題 ご指摘のとおり、計画の推進にはマンパワーが必要となってきます。 そのため、本計画では「役割分担」を明確にし、全てを県が実施するのではなく、 県民の参画を得て計画を推進することとしています。
	支所整備が評価されるのは、ハードが整ったことではなく、各地域の特性に応じた施策展開ができるかどうかによる。	1	今後の検討課題 地域別動物愛護管理推進会議を活用し、各地域の特性に応じた施策を検討、実施していくこととしています。[本文P24]
<基本方針1> 第5 協議会の活 動推進	24ページ12行目「動物愛護団体(動物愛護推進員)」「動物愛護団体、動物愛護推進員」	1	ご意見を反映しました 「動物愛護団体(動物愛護推進員)」 「動物愛護団体、動物愛護推進員」 [本文P24]
	ねこの問題など法令の整備がなされていないものは、5年後の計画の見直し時に条例の改正を検討してはいかがでしょうか。	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	適正飼養が動物自身の健康と福祉に寄与することを明記してください。	1	既に盛り込み済です 第4動物の飼い主等の役割にて、記載しております。 [本文P27]
<基本方針2> 第4 動物の飼 い主等の役割	「(略)動物に対する嫌悪感が虐待という行動の引き金になった事例も少なくない」ことは事実かもしれませんが、「このため、動物管理対策の強化を行うことにより、動物に対する嫌悪感を払拭させる」ということに止まらず、動物の生理、習性、生態等に対する正しい理解を育むことの重要性を明記してください。感情的な嫌悪感に対する対策は、正しい理解や共感に転換させていくことが、環境教育の観点からも重要だと考えます。	1	既に盛り込み済です ここでいう動物管理対策とは適正飼養に関するもので、その中には、ご意見のありました動物の生理、習性等を踏まえた正しい理解を含んでいると考えております。こうした正しい理解や環境教育の重要性は、本文27ページの「第4動物の飼い主等の役割」、本文31ページ「第5 教育機関との連携」に重要性を含めて記述しております。
<基本方針2> 第5 獣医師会の 役割	専門家としての自己啓発に努め、積極的にボランティア等を指導助言すべき	2	ご意見を反映しました。 「第4章第5 獣医師の役割」に追記修正しました。 ・・・積極的に県等と協働しながら実施する必要があります。また、動物に関する専門家としての自己啓発に努め、ボランティア等を指導助言することも望まれます。そのためには、・・・」[本文P28]

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
<基本方針2> 第7 動物愛護推進員及び動物愛護管理推進協議会の役割	動物愛護推進員の活動基盤の整理・強化、等の役割をもたせるべき	1	ご意見を反映しました 「第4章第7 動物愛護推進員及び動物愛護管理推進協議会の役割」に追記修正しました。 動物愛護推進員の活動を支援するものであります。 動物愛護推進員活動の基盤整備及び活動支援を行うものであります。[本文P29]
	獣医師の役割・・・もっと迷子の犬猫を探す事に協力する事。(犬猫の迷子の搜索をカルテと見合わせて協力する。	2	今後の検討課題 日常的に県等行政と連携を密にし、動物愛護管理の推進について協議を重ねていくこととしており、施策の実施に際する参考とさせていただきます。[本文P28]
	29ページ動物愛護推進員の活動基盤の整理・強化、動物愛護担当職員と協働で実施する等の語句を入れる	1	ご意見を反映しました 「動物愛護推進員の活動を支援するもの」 1 「動物愛護推進員の活動の基盤整備及び支援等を行うもの」 [本文P29]
	<基本方針3> 第1 国、近隣府県市との連携	4	既に盛り込み済みです 30ページ<基本方針3> 関係行政機関との連携による推進にて、記載しております。
	<基本方針3> 第3 野生動物関連部局との連携	1	その他 狩猟等に関する規制を所管している部局にご意見を伝えて参ります。[本文P30]
	保護された野生鳥獣の適正な飼養保管を行って欲しい。	7	既に盛り込み済みです <基本方針3> 行政機関との連携による推進の第3野生動物関連部局との連携にて、記載しております。[本文P30]
<基本方針3> 第5 教育機関との連携	6	既に盛り込み済みです 第4章の基本方針3における第5教育機関との連携にて、記載しております。[本文P31]	
<基本方針3> 第6 報道機関との連携	2	既に盛り込み済みです 第4章の基本方針3における第6報道機関との連携にて、記載しておりますが、実施にあつては、業務の参考とさせていただきます。[本文P31]	
第5章 具体的な事業	冒頭	11	既に盛り込み済みです 「参画と協働のもと、県民との役割分担を明確にしたうえで県民活動と一体となって積極的に実施していきます。」と記載しております。[本文P33]
	第1 動物管理対策の強化	1,325	今後の検討課題 法令上3日間とされておりますが、保護された状況を勘案し、平均で7日間程度保管しております。長期保管は動物愛護上、避けるべきと考えております。[本文P33]
	収容動物をインターネットで公開公示すること	1,188	今後の検討課題 飼い主と偽っての返還申し出、グライマーの問題等実施にあつては慎重を期す必要があると考えておりますが、情報化社会に呼応した対応も含め、今後検討したいと考えております。 [本文P33]
	野犬掃討の部分を削除すべき	134	今後の検討課題 野犬が人の生命等に害を加え又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法では、これを収容することが著しく困難であると認める場合の措置として行うことができているものであり、本事項は必要であると考えております。[本文P33]
個体識別用マイクロチップの普及を図るべきではない	135	既に盛り込み済みです 6処分数の削減の(2)所有者明示措置にて、記載しておりますが、マイクロチップに関しては、有用性は認識しているものの、読み取り機器の精度の向上及び個人情報の管理システム等の課題を解決し、推進すべきと考えております。[本文P41]	

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	動物の適正飼養啓発の推進	183	既に盛り込み済みです 第5章の第1における1動物の適正飼養の推進にて、記載しております。[本文P33]
	野犬掃とうはできるだけ苦痛を与えない方法で実施する	2	今後の検討課題 野犬が人の生命等に害を加え又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法では、これを収容することが著しく困難であると認める場合の措置として行うことができるとしていますが、実施に際する参考とさせていただきます。[本文P33]
	苦情件数をゼロにする	2	今後の検討課題 動物の適正飼養の推進を図り、苦情数の減少を目指します。 [本文P33～35]
	ねこの登録制度を設ける。	2	今後の検討課題 ねこの登録制度については、法令の整理及び取扱等様々な問題があるため、今後の業務の参考にさせていただきます。
	多頭飼養者等の周辺環境問題への対策	141	既に盛り込み済みです 「1動物の適正飼養の推進」の(1)犬の飼い主に対する指導の 鳴き声・糞尿の悪臭等への対応にて、記載しております。 [本文P34]
	致死処分数の多寡は動物愛護管理行政の本質的な行政評価指標にはなりえない。	1	今後の検討課題 本県では、具体的な実施施策を推進指標として掲げることにより、動物愛護管理施策を推進することとしており、今後の施策展開及び5年後の本計画の見直しの参考とさせていただきます。
	獣医師会の協力を得て低料金で避妊・去勢手術が行えるようにすること(助成含む)	129	今後の検討課題 避妊・去勢手術は、現時点では、受益者負担を原則としております。また、助成制度については制度のあり方等検討すべき課題が多いため、現時点では困難と判断しております。[本文P35～36]
	適正な給餌の指導を行うこと	1,387	今後の検討課題 適正な給餌は、動物の所有者等の責務であり、その責務が果たされるように積極的に指導を行っていくこととしているものであり、具体については、参画と協働のもと地域ごとに設置する地域別動物愛護管理推進会議で検討することとしております。[本文P35]
	飼い主のいないねこのガイドラインを作成すること	1,485	今後の検討課題 今後、飼い主不明ねこ対策については、参画と協働のもと地域ごとに設置する地域別動物愛護管理推進会議で具体方策を検討することとしております。[本文P35～36]
	動物取扱業者が不適正な繁殖を行わないよう規制すること	171	既に盛り込み済みです 「法や条例に規定した基準の遵守、飼養・保管中の動物の健康と安全の保持等適正飼養指導する」と記載しております。[本文P36]
	3Rの原則(苦痛の軽減、代替法の活用、使用数の制限)の徹底	144	既に盛り込み済みです 実験動物飼養施設に対する監視指導と不適正業者に対する厳正な対応を行う旨を記載しております。[本文P36]
	地域との合意形成をボランティア任せにしないこと	1,394	今後の検討課題 地域との合意形成にかかる具体方策に関しては、参画と協働のもと地域ごとに設置する地域別動物愛護管理推進会議で検討することとしております。[本文P36]
	定時定点(市町)のねこの引取り事業をなくすこと	138	今後の検討課題 遺棄の防止など市町等の協力体制の整備に合わせ縮小する方向で今後検討しております。[本文P36]
第2 動物愛護対策の推進	特定動物の規制強化	4	既に盛り込み済みです 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、適切に実施して参りますが、第5章の第1動物管理の強化の3特定動物からの侵害防止にて、記載しております。[本文P37]

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	引取り数の半減を目標に掲げるべき	1,193	既に盛り込み済みです 第2章動物愛護対策の推進に説明を追記しました。 1 動物愛護思想の啓発 適正飼養者育成のための譲渡事業の実施などを通じ動物愛護思想の高揚が図られることで処分動物数は減少するものと考えられることから、処分動物数の削減に結びつく各種愛護事業の実施を推進指標として推進します。[本文P38]
	動物愛護思想の普及啓発	27	既に盛り込み済みです 各施策及び推進体制にて記載しております。
	適正な譲渡事業を進めること	21	既に盛り込み済みです 適正飼養者の育成の観点から譲渡事業を進めております。[本文P39]
第3章 動物を伴う県民の自主活動への支援	収容された犬猫を多数譲渡する目的において、民間団体やボランティアと協力体制をとって譲渡を積極的に推進して欲しい	2	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	譲渡の有料化	1	今後の検討課題 譲渡については、現在、無料で行っていますが、飼い主に費用負担を求めることも飼い主としての自覚を促すための一つの手法と考えております。今後の施策展開での参考にさせていただきます。
	負傷動物の適正な取扱いを実施	2	既に盛り込み済みです 第5章の第2章動物愛護対策の推進における4負傷動物の従容と収容後の措置にて、記載されております。[本文P40]
	40ページ下から10行目「40ページの1の に示す」「40ページの(1)に示す」	1	ご意見を反映しました 「40ページの1の に示す」 「38ページの1の に示す」 [本文P40]
	保護された動物の返還率を100%にする。	4	今後の検討課題 個体識別措置の推進等返還率の向上に努めたいと考えております。[本文P41]
	犬・ねこへのマイクロチップの導入を推進する。	4	既に盛り込み済みです 6処分数の削減の(2)所有者明示措置にて、記載しておりますが、マイクロチップに関しては、有用性は認識しているものの、読み取り機器の精度の向上及び個人情報の管理システム等の課題を解決し、推進すべきと考えております。なお、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく鑑札の装着指導を行うことが第一と考えております。[本文P41]
	犬・ねこの返還・譲渡率の目標値の設定	100	既に盛り込み済みです 飼い主等が飼養管理を適切に行い、終生飼養についての理解があれば、逸走による収容や引取りは生じないことから、飼い主等の意識向上をはかるための啓発事業が重要と考えています。従って、収容に伴う返還率や引取りに伴う譲渡率の向上ではなく、飼い主等の適正飼養等の意識向上を図るための啓発事業に重点を置いた目標値(適正飼養者の育成を目指した犬ねこの譲渡数、適正飼養等のための講習会実施回数等)を設定することとしましたので、ご理解願います。
	動物愛護センターを民間に開放し、動物とのふれあい等に活用する。	2	今後の検討課題 動物愛護センターは、行政機関であり県民等への開放は基本的にはできませんが、人と動物の共生を目指し、参画と協働のもと、施策展開を図っていくこととしております。
第4章 危機管理対策	人と動物の共通感染症対策の強化	7	既に盛り込み済みです 第5章の第4章危機管理対策における1国内で未発生の共通感染症対策及び2狂犬病対策にて記載しております。[本文P42～44]
	飼い犬の登録、狂犬病予防注射等狂犬病予防対策の推進	1	既に盛り込み済みです 第5章の第4章危機管理対策の2狂犬病予防対策にて、記載しております。[本文P43]

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	震災時の対処について、救護本部の具体的な組織を明記して下さい。	1	既に盛り込み済みです 第5章の第4危機管理対策における3災害時対策の実施にて記載しております。[本文P45]
	災害時の動物保護活動体制の確立	3	既に盛り込み済みです 第5章の第4危機管理対策における3災害時対策の実施にて記載しております。[本文P45]
	災害時、警察はボランティア団体等との連携をとり動物の一時避難等を行うべき	145	ご意見を反映しました 県の支援内容に警察との連携に係る項目を追加しました。 放浪動物等の円滑な保護・収容実施のため、動物救護施設設置場所に係る警察との情報共有等。[本文P46]
	災害時における、動物取扱業者の施設、特定動物の施設、実験動物施設、展示動物施設等、動物を多数飼育している施設についても動物救護対策が必要であることを明記してください。	1	今後の検討課題 災害時の動物救護対策に動物取扱業者等の役割を入れておりますが、営業者として適正飼養に努めることは当然であることから、まずは営業者としての責務を適切に講じさせる必要があります。ここでは、家庭のペット動物について記述するに留めることとしておりますが、これら営業者の努力のみでは困難と判断された場合には、当然に救護の対象として考えております。
その他	動物愛護宝くじの発売	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	高齢者等の動物飼養のサポート	105	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	行政が認可した動物愛護団体や個人ボランティアに対して集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護できるよう許可すること	2	今後の検討課題 集合住宅における管理規約に係る条項制限を動物衛生行政に関する法令でもって規制を加えることは、一義的には困難でないかと考えます。動物愛護対策の推進、動物管理対策の強化、動物の活用に関する施策等を積極的に展開し、人と動物の共生が図れる社会づくりを目指すとともに、県等で処分する犬、ねこの数を限りなくゼロ(0)に近づけていくこととしています。[本文P19]
	しゃべることのできない動物たちの代弁者となって下さい。	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	畜産動物を動物愛護行政の対象とし、適正に取扱うようにする。	10	今後の検討課題 本計画は、兵庫県が動物愛護管理に関する課題を解決するために策定するものであり、喫緊の課題として犬ねこ等の愛護動物に限ったものとなっておりますが、環境省の基準に沿って適切に対処したいと考えており、施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	毛皮を着ない買わないということを奨励してほしい。	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	県か神戸市のホームページに保護活動をしているボランティアグループ等の団体の所在と連絡先を載せる	1	今後の検討課題 個人情報等の問題があるため、慎重に検討する必要がありますが、施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	狂犬病予防注射登録料の使い道をはっきり出して下さい。	1	その他 犬の登録及び狂犬病予防注射に関しては、市町の自治事務となっており、関係機関へご意見を伝えてまいります。
	どんだん会議を開き新しい方法を取り入れてください。	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	女性の職員を多くして下さい	1	その他 ご意見があったことについて、関係部局に伝えてまいります。
	長く滞在出来る様に支援金を募って下さい	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
	捕獲依頼の有料化	2	今後の検討課題 捕獲依頼については、動物の保護の観点から善意による求めもあることから困難であると考えますが、飼い主への適正飼養の強化、動物愛護思想の普及啓発を図ることで、収容動物数の削減を目指します。[本文P33]
	人と動物は大自然において強く結ばれています。そのことを人は考えて動いたらよい。	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。
	予算の確保	1	今後の検討課題 施策の実施に際する参考とさせていただきます。